

## 生野区はぐくみネットコーディネーター (地域学校協働活動推進員) 要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生野区におけるはぐくみネットコーディネーター（地域学校協働活動推進員）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 はぐくみネットコーディネーター（地域学校協働活動推進員）は、学校・家庭・地域の連携による学校教育の支援と地域の「教育コミュニティ」づくりに関し、大阪市はぐくみネットコーディネーター（地域学校協働活動推進員）設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 学校と地域をつなぐ観点で学校教育を支援
- (2) 地域における教育コミュニティづくりの推進
- (3) 学校や地域の情報収集・発信の支援
- (4) その他区長が定める事項

### (委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各小学校校区教育協議会及び義務教育学校区教育協議会の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

### (細則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、生野区長が定める。

(附則) この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。